

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月5日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 標旗9流ほかの製作（令和7年8月3日執行横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙）
- (2) 「選挙のお知らせ」配付業務委託（令和7年8月3日執行横浜市長選挙）
- (3) 「選挙のお知らせ」配付業務委託（令和7年8月3日執行横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙）

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか1か所
- (2) 選挙管理委員会事務局等
- (3) 選挙管理委員会事務局等

3 契約日

- (1) 令和7年7月1日
- (2) 令和7年7月20日
- (3) 令和7年7月25日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和7年7月17日まで
- (2) 契約締結した日から令和7年8月3日まで
- (3) 契約締結した日から令和7年8月3日まで

5 契約金額

- (1) 541,530円
- (2) 1,081,000円
- (3) 291,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町2-12-18
- (2) 特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会
横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール3階団体交流室

- (3) 特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会
横浜市港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3 階団体交流室

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 標旗等の選挙運動用物品や表示板等の政治活動用物品は、立候補者（確認団体）が選挙期間中に選挙運動（政治活動）を行うために必須の物品であり、これがなければ選挙運動（政治活動）を行うことができない。
これらの物品は、校正等を特に慎重に行う必要があり、作製には長期間必要となるが、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び立候補者（確認団体）にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (2) 現在、横浜市長選挙、横浜市議会議員選挙の「選挙のお知らせ」を販売しているのは、横浜市視覚障害者福祉協会のみであるが、立候補者や選挙の有無が告示日当日である 7 月 20 日 17 時に確定するため、告示日当日にならないと数量等の見通しが立たず、通常の契約手続きでは契約を行うことができないが、至急契約締結をしなければ、視覚障害者の有権者にとって償うことのできない損害が生じるとともに、ひいては選挙事務の適正な執行にも支障をきたすおそれがあると考えられるため。
- (3) 現在、横浜市長選挙、横浜市議会議員選挙の「選挙のお知らせ」を販売しているのは、横浜市視覚障害者福祉協会のみであるが、立候補者や選挙の有無が告示日当日である 7 月 25 日 17 時に確定するため、告示日当日にならないと数量等の見通しが立たず、通常の契約手続きでは契約を行うことができないが、至急契約締結をしなければ、視覚障害者の有権者にとって償うことのできない損害が生じるとともに、ひいては選挙事務の適正な執行にも支障をきたすおそれがあると考えられるため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (2) 過去の横浜市長選挙及び市議会議員選挙時において、当該物品の納入業務にあたった経験がある唯一の業者であるため。
- (3) 過去の横浜市長選挙及び市議会議員選挙時において、当該物品の納入業務にあたった経験がある唯一の業者であるため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課